p1

　人権教育指導者向け学習資料　カラフル（KARA FULL）No.4　テーマ 世界と人権

　平成30年10月　福岡県教育委員会発行

　福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

　福岡市博多区東公園7-7

　電話番号　092-643-3918　FAX番号　092-643-3919

［テキスト訳凡例

　大見出しには■、中見出しには●、小見出しには▼、小小見出しには◎をつけています。

　テキスト訳者による説明は［　］で囲んでいます。

　ルビは《　》で囲んでいます。

　イラストについては本文の内容上必要と思われるものについて説明を加えています。

　アルファベットや数字は半角文字を使っています。ただし、省略名称（ＡＮＡ、ＮＨＫなど）や記号の場合は全角文字を使っています。

　使用する文字コードは Unicode です。

　凡例終わり］

■目次

　「世界人権宣言」KARA　　世界人権宣言前文　p2

　「世界人権宣言」KARA　　世界人権宣言　要約　p3

「世界人権宣言」KARA　「世界人権宣言」の活用例　p4

　「世界人権宣言」KARA　日本が批准している主要な人権関係条約　p5

「グローバルな視点」KARA 奈良教育大学名誉教授である 中川きよこさんによるグローバルな視点からの話 p6

　「持続可能な開発目標」KARA 　SDGsについて　p9

　「持続可能な開発目標」KARA　城南高等学校の「ESD課題研究」について　p10

　『あおぞら２』KARA　『あおぞら２』について　 p12

　『あおぞら２』KARA　『あおぞら２』の活用にあたって　教材一覧　p13

　『あおぞら２』KARA　小学校高学年教材「ともにひらく」の活用事例　p14

　「おすすめDVD」KARA

　編集後記　p16

■表紙

　人権教育指導者向け学習資料　KARA FULL

　人権の色　いっぱい いま KARA ここ KARA　わたし KARA

※この冊子の音声コードは、全ページ上と下についています。

　スクリーンリーダーソフトでも読み上げ可能です。

　障害者 OKマークがついています。

　利用の際は必ず下記サイトを確認してください。

　www.bunka.go.jp/jiyuriyo

　［表紙は、いろんな色のチョークの上に２冊の豆本が置かれている写真です。豆本には、世界人権宣言の第１条と第２条が書かれています。２冊の豆本の条文は、アムネスティインターナショナル日本 谷川しゅんたろう訳で世界人権宣言という本より引用されています。］

　第１条　みんな仲間だ　わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打も同じです。だからたがいによく考え助けあわねばなりません。

　第２条　差別はいやだ　わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

p2

■「世界人権宣言」 KARA

● はじめに

　今年（2018年）は世界人権宣言が採択されて70年になります。

世界人権宣言は、地球上のすべての人が同等の権利を持つことを歴史上初めて明文化し、その具体的な権利を掲示したものとも言えます。この宣言は、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

本号は「世界と人権」をテーマに、世界における人権確立の動き及び異文化や多様な価値観を理解し、国際的な視点から人権について考えてみたいと思います。

●世界人権宣言 ～すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準～

▼前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

p3

▼世界人権宣言　要約

　第1条　平等権（平等の権利）

　第2条　差別からの自由（差別されない権利）

　第3条　生命、自由、人間の安全保障の権利（自由に、安心して生きる権利）

　第4条　奴隷からの自由（奴隷にされない権利）

　第5条　拷問および品位を傷つける扱いからの自由（苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利）

　第6条　法のもとで人として認められる権利（いつでもひとりの人間として認められる権利）

　第7条　法の前での平等の権利（法律で平等に扱われる権利）

　第8条　権限を有する裁判所により救済される権利（裁判で守られる権利）

　第9条　恣意的な逮捕や追放からの自由（理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利）

　第10条　公正な公開審理を受ける権利（公正な裁判を受ける権利）

　第11条　有罪が立証されるまで無罪と推定される権利（裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利）

　第12条　プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由（私生活の自由が守られる権利）

　第13条　国内外における居住の自由の権利（住む場所を自由に選べる権利）

　第14条　迫害からの庇護を他国に求める権利（自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利）

　第15条　国籍を得、あるいは変更する権利（ひとつの国の国民となる権利）

　第16条　婚姻し家族を持つ権利（結婚して家庭を持つ権利）

　第17条　財産を所有する権利（家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利）

　第18条　思想と宗教の自由（自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利）

　第19条　意見と情報の権利（意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利）

　第20条　平和的な集会と結社の自由（平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利）

　第21条　政治と自由な選挙に参加する権利（政治や選挙に参加する権利）

　第22条　社会保障を受ける権利（人間らしく生きることができるような保障を受ける権利）

　第23条　望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利　（仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利）

　第24条　休暇と余暇を得る権利（休暇をとったり、余暇を楽しめる権利）

　第25条　十分な生活水準を保持する権利（人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利）

　第26条　教育を受ける権利（学校に通い、ただで義務教育を受ける権利）

　第27条　社会の文化的生活に参加する権利

　第28条　世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利（権利や自由を受けられるための秩序を得る権利）

　第29条　自由で完全な発展に不可欠な社会への義務（お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務）

　第30条　上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由（様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利）

〈出典〉人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）　実践編

p4

●「世界人権宣言」の活用例

▼テーマ：「欲しいもの」・「必要なもの」・「人権」

▼対象：小学生、中学生、高校生

▼時間：５０分程度

▼ねらい：自分たちが欲しいと思っているもの、したいと思っていることを出し合い、その中から「人間が生きていく上で必要なもの（こと）」を選び、「世界人権宣言」に書かれている権利と比較することを通して、自分の欲求と権利との結びつきについて考える。

▼アクティビティの流れ

①「今、自分が欲しいと思うもの、したいこと」を思いつくままに書く。

②５～６人のグループで出し合う。

③話し合いの中から「人間が生きていく上で必要だと思うもの」を選ぶ。

④グループで選んだ「必要なもの」を分類してタイトルをつける。

⑤各グループから発表する。

⑥グループで分類した「必要なもの」と「世界人権宣言」を比べて気付いたことを発表する。

⑦この活動を通して考えたこと、「欲しいもの」と「必要なもの」と「人権」の関係などについて出し合い、学習の振り返りとする。

▼発展例

　この学びをもとに、発達段階に応じて、絵本や人権ポスター、人権標語を作成する。

　〈参考〉人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ） 実践編

●活用のポイント

・グループ交流の中では、それぞれの意見や考え方を大切にする。

・「今、自分がほしいと思うものやしたいこと」を考えさせ、書かせる場面では、深く考えず思いつくままに書かせるように留意する。

・人間には「～したい」という「欲求や欲望」があり、その中でも人間として共通に必要なものがある。ここでは、「世界人権宣言」をもとに「権利」について考えられるように留意する。

p5

●日本が批准している主要な人権関係条約

　世界人権宣言は、あくまでも宣言なので、法的な拘束力はありません。そのため、国際連合は、世界人権宣言をもとに、多くの条約を作成しており、各国は実情にあわせて、それらの条約を守ることを約束することとなっています。日本では２つの規約と主な６つの条約に批准しています。

1　経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約　1966.12.16 採択　1979.6.21 批准

2　市民的及び政治的権利に関する国際規約　1966.12.16 採択　1979.6.21 批准

3　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約　1965.12.21 採択　1995.12.15 批准

4　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約　1979.12.18 採択　1985.6.25 批准

5　拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約　1984.12.10 採択　1999.6.29 批准

6　児童の権利に関する条約　1989.11.20 採択　1994.4.22 批准

7　障害者の権利に関する条約　2006.12.13 採択　2014.1.20 批准

8　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約　2006.12.20 採択　2009.7.23 批准

●人権デーと人権週間

▼人権デー　12月10日

▼人権週間　12月４日～10日

　国際連合は、1948（昭和23）年12月10日に第３回総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、1950（昭和25）年12月４日の第５回総会において、この12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけています。

　世界人権宣言が採択された翌年の1949（昭和24）年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

●福岡県KARA

　福岡県では、人権週間の期間中、人権意識の普及高揚を図るため、街頭啓発や講演会などの啓発行事を実施しています。

p6

■「グローバルな視点」KARA

［中川喜代子さんの写真があります。］

●提言

　今号は、社会学研究者で奈良教育大学名誉教授である　中川　喜代子 さんに「世界と人権」をテーマにお話していただきます。

●人権教育をめぐる世界、そして日本の現状と課題

▼『世界人権宣言』採択を契機に

　『世界人権宣言』は、20世紀のわずか50年足らずの間に２度にわたる世界大戦で非戦闘員をも含めて数千万人の命が失われるといういたましい体験を持った西ヨーロッパを中心とする「永遠平和」と「反独裁・反圧制」を願う人々の意志の高まりが結実したものである。1948年12月の国連総会における採択によって、長い人類の歴史の中で、皮膚の色・民族の違いはいうまでもなく、性・年齢・貧富の差・障害の有無などを越えてすべての人々、人間の不可侵の権利である「自由・正義・平和のための基礎」としての基本的人権を尊重することが確認され、“人権”の尊重と擁護が、国を超えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることが明示された。

　人権教育は、『世界人権宣言』採択を契機に、まずヨーロッパからスタート！「すべての個人は、できるだけ早い機会に、人権とそれに伴う責任について自覚すべきであり、そのためには、人権教育があらゆるレベルの学校教育および職業教育において、適切になされなければならない」(人権教育に関する最初の政策宣言：1978年)として、“人権感覚”は、何もしないで放置しておいては決して育つものではなく、意識的に人権教育が行われる必要があることが確認された。

　第２次世界大戦の悲劇の反省からスタートした人権尊重と差別排除の潮流は、21世紀を「人権の世紀」へと期待させたが、70年を経た今日、「難民の世紀」となりつつある。シリアの分裂・崩壊後、EU各国は難民に概して寛容であったが、その後どの国も難民の受け入れに対して頑なになり、イギリスはEU離脱を決め、各地でのテロが報道される時代になった。われわれは排除と独占と抗争の世界の入り口で戸惑っている！

　日本においても、被差別部落の児童や成人の学ぶ権利の保障という「人権としての教育」の主題を掲げて福岡県や奈良県の教師たちの取り組みからスタートした同和教育を中心として、半世紀を越える長い年月、人権/人権問題の歴史をはじめ、様々な差別の実態を学び、子どもたちを含む市民の人権意識の高揚を図るための教育・啓発活動が、学校・家庭・職場などあらゆる“場”において推進・展開され、日本人の人権感覚もかなりの程度高揚してきた。具体的には、人権問題の知識については一定の成果が認められるものの、その解決を自らの課題として受け止め、解決に関わろうという積極的な態度・行動力を高めるという重い課題に直面している。

p7

▼人間社会を形成するための３つの本質

　日本社会は、2011年３月11日の東日本大震災が見せつけた過酷な現実から、人間社会を形成するための３つの本質を学んだ。すなわち、まず第１に、人間社会を形成するための価値体系の最上位には、人間の命が位置付けられねばならないという真理。人間社会を形成する上で最も重要な価値は人間の生命であるという「生命意識」。第２に、人間が生きるということは、「共」にするものだという真理。人間の「生」は「共に」するものだという「共生意識」で、①人間と人間との「生」を「共に」する「共生意識」と、②人間と生きとし生ける自然とが「生」を「共に」する「共生意識」という２つのレベルから構成されている。そして、第３に、人間社会に生ずる共同の不幸や共同の困難に対して、その解決に(傍観者としてではなく)社会の構成員として参加しなければならないという「参加意識」である。

　３つの「意識」は、人権(Human Rights)の原点であり、2016年４月に発生した熊本大地震、2017年福岡県・大分県での豪雨災害、さらに本年７月広島・岡山・愛媛など西日本における数日間にわたる集中豪雨による河川氾濫・がけ崩れなど相次ぐ自然災害によって、我々は改めて人間の生命の尊さと、自然の力を再認識し、共に生きる社会のメンバーとして、困難に向き合い、共に支え合っていくことの大切さを身に染みて感じたと言ってよい。人権について学ぶということは、この３つの「意識」を育み、自分たちが「生」を共にするこの国を安全で豊かで快適な社会の建設へと踏み出す確かな一歩なのである。

▼人権について学ぶということ

　では、人権について学ぶ人権教育/学習とはどういうことなのだろうか？私たちは教育と聞けば、人権についての知識を学ぶ「人権についての教育(Education on/about Human Rights）」を連想するが、それだけではなく、第２に、〈誰でも〉〈いつでも〉〈どこでも〉生涯にわたって学習によって知識・態度・技能を磨き、自己の人格を陶冶する(その前提には、生きる力の基礎である読み書き能力を修得する)権利を持っていること、すなわち「人権としての教育(Education as Human Rights)」、さらに第３に、グローバルで多様化した世界の中で、様々な問題に気付き、 問題解決のための行動に一歩踏み出すための態度・技能(スキル)の育成に関わる「人権のための教育（Education for human rights）」、さらに国際理解・交流から協力へ、 そして、 自らの社会における民主主義の質を問う「人権を通じての教育(Education in/through Human Rights(学校教育でいうなら、まず学校が民主主義のモデルとなること））」まで、多様で幅広い概念が含まれている。

　人権についての教育/学習のこれからの目標は、差別をしない/差別を許さない子ども・市民を養成するにとどまらず、〈人権文化が息づくまちづくり〉に積極的に関わろうとする意欲的態度と実践的な活動に結び付く有用な技能(スキル)を身に付けた人材の養成ということに基本的な視点をおいて、

P8

人権教育・啓発の実践計画やカリキュラムを策定し、広域的な呼びかけと学習環境の整備を図っていくことである。子どもの虐待をはじめ、DV(家庭内暴力)、ひきこもり・登校拒否、シルバーハラスメントや孤独死など、我々の周りに厳然と存在している社会病理的現象が未然に発見され、適切な対応がなされる地域社会、人々の相互扶助のネットワークによって真に人権が尊重される社会の建設・創造に積極的かつ主体的な役割を担えるような人材の育成こそが課題なのである。

▼グローバルな視点に立って

　数ある人権教育のキィ・コンセプトの中から、グローバルな視点に立って、共生社会を生きるための“寛容性”（tolerance）～違い(差異)を認め、受け容れる能力を涵養する～について紹介し、稿を閉じることにしたい。

　2015年11月、パリ・バタクラン劇場で発生したテロによる爆破事件でかけがえのない最愛の妻を奪われ、生後17カ月の幼児を遺されたフランスの男性が、イスラム過激派の容疑者を「君たち」と呼び、

　「君たちを憎まない。金曜（13日）の夜、君たちは素晴らしい人の命を奪った。かけがえのない人、私の最愛の人、息子の母親を君たちは奪った。君たちが誰か知らないし、知りたいとも思わない。君たちは死んだ魂だ。憎しみという贈り物を君たちにはあげない。怒りで応じてしまったら、君たちと同じ、まさに無知に屈することになる・・・　息子と2人になった。もう、君たちにかまっている暇はない。メルビルが昼寝から目を覚ますから一緒にいなければならない。まだ17か月。この子がずっと幸せで自由に生きていけば、君たちは恥を知ることになる。だから、君たちを憎むことはしない」

　というメッセージをフェイスブックに投稿した。これを読んだ人々から「平和へのメッセージをありがとう」と大きな反響が起こされた。旧教徒と新教徒が激しく対立し、異端を許さない不寛容な18世紀フランス社会に警告したヴォルテールの『寛容論』が、ベストセラーとして再び脚光を浴びている。ヴォルテールは「君の意見には反対だが、君が自分の意見を言う自由は命を懸けて守る」と宣言し、「寛容の敵」には「自分がしてほしくないことは他者にもしてはいけない」と価値の転換を求めた。異端の徒を排斥する風潮は現代の私たちの社会にも、例えば、ヘイトスピーチや性的少数者への偏見など日常的に存在している。寛容な態度・生き方を簡明に言うならば、

①人間は、みんな異なった存在―立場が異なれば、意見は当然違っている。

②人々は、それぞれ違っているが、人間　としての思い/願いは同じだ。

③違いを認め、受け容れることは、私たちの社会を豊かにしてくれる。

　ということである。

　同和教育をリードしてきた福岡県においては、先人の業績を引き継ぎ、『世界人権宣言』採択後70年の歳月を経てさらに厳しくなりつつある世界の人権状況を受けて、グローバルな視点から、問題解決のための行動に一歩踏み出すための態度・技能を身に付けた人材の養成に努められることを期待したい。

P9

■「持続可能な開発目標」KARA

●持続可能な社会への国際的な取組

　近年の世界を見渡すと、気候変動による自然災害の増加や生態系の破壊、国境を越える感染症の脅威、格差拡大、貧困に起因するテロリズム、難民問題…様々な課題に直面しています。

　互いに絡み合い複雑化する課題の解決のため、私たち一人一人にできることは何でしょうか？

●持続可能な開発目標(SDGs)を知っていますか？

▼ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals

　今から創っていく未来を生きる、全ての時代の全ての人が、平和で豊かな暮らしを持続していくために、先進国を含む全ての国に適用される、2030年を年限とする17の目標のことで、2015年の国連サミットで採択された国際目標です。

　leave no one behind（地球上の誰一人として取り残さない）を誓っています。

▼世界を変えるための17の目標

1　貧困をなくそう

2　飢餓をゼロに

3　すべての人に健康と福祉を

4　質の高い教育をみんなに

5　ジェンダー平等を実現しよう

6　安全な水とトイレを世界中に

7　エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

8　働きがいも経済成長も

9　産業と技術革新の基盤をつくろう

10　人や国の不平等をなくそう

11　住み続けられるまちづくりを

12　つくる責任 つかう責任

13　気候変動に具体的な対策を

14　海の豊かさを守ろう

15　陸の豊かさも守ろう

16　平和と公正をすべての人に

17　パートナーシップで目標を達成しよう

▼SDGsの目標を設定するときのポイント

①　貧困の根絶（経済・社会開発）と持続可能な社会（環境保全）の両立

②　不平等（格差）の是正

③　開発途上国だけでなくすべての国に適応される

　全ての人の人権を尊重する人権教育と密接に関わっています！

p10

●SDGsを踏まえた実践

●持続可能な開発のための教育(ESD)とは

　ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

　SDGsを踏まえた「ESD課題研究」の実践に取り組む福岡県立城南高等学校の取組を紹介します。

●城南高等学校の「ESD課題研究」

　城南高等学校では、ESDに取り組むことで、持続可能な社会を創造していこうとする人材の育成を目指しています。第２学年全生徒を対象に、学校設定科目「ESD課題研究」を実施しています。ESDの目標としてSDGsを設定し、生徒が常にSDGsを意識できるようにするために、SDGsのロゴを校内に掲示しています。

［SDGｓのロゴを掲示している、城南高等学校の玄関の写真があります。］

・第２学年の生徒が、日常生活の中で疑問や好奇心を抱いたことからテーマを見つけて、80の班（10個のキーフレーズにそれぞれ８班）に分かれて研究を行っています。

・「持続可能な開発」に関して生徒自らが設定したテーマに沿ったグループ（エネルギー、環境、国際理解、防災、生物多様性、世界遺産・地域文化財、気候変動等）において協働的に調査・研究を行っています。生徒たちは、日常の授業で培った基礎的・基本的な知識及び技能を活用し、探究活動を通して課題研究を行っています。

・テーマ設定時には、「研究のテーマ」「研究の動機」「仮説」「繋がりそうなSDGs」を明確にします。

●10個のキーフレーズ

1　伝わる　伝える

2　支える

3　見る　彩る

4　感じる

5　浮かぶ　飛ぶ

6　聴く　聞こえる

7　動く

8　暮らす

9　繋ぐ　繋がる

10　育む　育てる

p11

　今回は、平成29年度「ESD課題研究」の中から、国際理解教育に視点を当て、SDGsの16番「平和と公正をすべての人に」を目標としたグループの実践を紹介します。

●テーマ：グローバルな人になろう！

　設定したテーマをもとに、校外学習などを通して研究を進めます。

◎[高校生の声です]

　留学生へのアンケート調査を通して、多くの外国人とコミュニケーションを図り、異文化理解を深めることができました。

[留学生へアンケート調査をしている時と、全体発表会の様子の写真があります。]

　全体発表会では、１、２年生全員が集まり、２年生が、１年間かけてそれぞれの班で行った「ESD課題研究」の発表を行います。１年生は、発表を聞いたり質問をしたりすることで、次年度の見通しを立てることができます。学年の枠を越えて様々な質問、疑問や意見が飛び交い、発表内容に関してはもちろんのこと、SDGsに対する意識が高まります。

▼生徒のレポートより

　グローバル化がますます加速していく中、異文化を理解し、尊重する姿勢をもって関わる事で個人間や、視野を広げれば国家間での摩擦を減らし、世界平和に繋げられるものではないかと考えます。

●稲場義史教諭（「ESD課題研究」担当）

[稲場義史教諭の写真があります。]

▼教師KARA

　「ESD課題研究」を通して、今まで無意識に行ってきた教育活動の中に「持続可能な社会の実現」のためのヒントがたくさんあるのだということに、生徒だけでなく、私達教員も気付くことができました。「ESDの実現のためにできることは何か」という問題意識を持つことで、一つの教材から見えてくる景色は変わってくると思います。

●福岡県KARA

　福岡県人権教育・啓発基本指針では、「人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。」と述べられています。このことは、持続可能な開発目標につながっていきます。

p12

■『あおぞら２』KARA

●～人権教育学習教材集「あおぞら２」より　ともにひらく（小学校高学年）

　福岡県教育委員会では、児童生徒の個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成することを目的とし人権教育学習教材集「あおぞら２」を作成しました。本号のテーマ「世界と人権」にあわせ、『あおぞら２』より小学校高学年教材「ともにひらく」の活用事例を紹介します。

●１『あおぞら２』について

▼同和教育副読本「かがやき」平成７年～10年にかけて配布

　福岡県では、児童生徒の人権尊重精神の育成を課題とし、同和問題をはじめとする人権問題に関する認識を育むため、

　同和教育副読本「かがやき」を活用した人権教育を進めてきました。

▼人権教育学習教材集「あおぞら」平成20年配布

　インターネット上の掲示板への書き込みによる人権侵害等、新たに生じてきた人権課題等に対応できる人権感覚の育成と、

　児童生徒の実態に即した指導内容・方法の充実・改善に向け、ＤＶＤ版の人権教育学習教材集「あおぞら」を作成し、活用の促進に取り組んできました。

▼人権教育学習教材集「あおぞら２」平成30年配布

　『あおぞら２』は、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」が示す

　人権教育を通じて育てたい資質・能力を基に整理した６つの観点（下記参照）から、

　インターネットによる人権侵害や、性的少数者に対する人権問題等、近年顕在化している課題も含めた様々な人権課題を扱った、

　小学校用、中学校用、高等学校用の合計30編の教材で構成しています。

　本教材集は児童生徒の感性に訴えるためにスライドショーや写真等を用いたＤＶＤ版としており、

　各教材について「活用事例」「教師用資料」等を併せて収録しています。

▼教材開発の観点

・自分と人権

　自分と他者の誰もが、かけがえのない存在であり、様々な権利を有することへの理解を深める。

・生活と人権

　一人一人の生活を知るとともに、自他を尊重し、多様な他者とのよりよい関係を築く。

・社会と人権

　学校や地域社会における人権に係る課題を捉え、すべての人の人権が尊重される社会を目指す。

・労働と人権

　仕事や労働と暮らしの関係を理解し、働く権利と職業の平等が保障される社会を目指す。

・歴史と人権

　人権の発展や人権侵害に関する歴史的事実や現状を知り、人権確立に向けた展望をひらく。

・世界と人権

　世界における人権確立の動き及び異文化や多様な価値観を理解し、平和な世界の実現に努める。

p13

●２『あおぞら２』の活用にあたって

▼DVDに収録してある内容です。

・aozora2

　本編です。

・『あおぞら２』について

　まずは、本ＤＶＤに収録している「『あおぞら２』について」の「４　教材活用の注意点」を読んだ上で活用してください。

・活用事例・教師用資料等

　教材別の活用事例を収録しています。教材の解説には、教材の活用を通じて育てたい資質・能力や、教材の概要等を記しており、教材を活用した授業例には、教科等における活用場面を例示しています。教師用の資料等も掲載しています。

・印刷用PDF

・参考等

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組む際に、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要です。当事者等との直接的な出会いを通じるなど、差別の現実に深く学んでいくことは、科学的認識に基づく確かな人権意識を培い、指導を充実させるに当たって必須となります。

●３　教材一覧

　[校種等　教材開発の観点　教材名　人権課題の順に記載しています。]

▼小学校低学年用教材

・自分と人権　へそのお　子ども

・生活と人権　すきなもの、なあに？　子ども

・社会と人権　みんな なかよし　子ども

・労働と人権　かかりのしごと　障がいのある人

・歴史と人権　わたしのまわりには　子ども

・世界と人権　せかいのありがとう　外国人

▼小学校中学年用教材

・自分と人権　自分みつけをしよう　性的少数者

・生活と人権　車いすのおじさん　障がいのある人

・社会と人権　革であそぼう　同和問題

・労働と人権　だれがするの？　女性

・歴史と人権　ばあちゃんたちの勉強会　同和問題

・世界と人権　世界の料理！いろいろ　外国人

▼小学校高学年用教材

・自分と人権　どうして学校にきてはいけないのですか　ハンセン病患者等

・生活と人権　気になるマーク　障がいのある人

・社会と人権　牛の食べ方　同和問題

・労働と人権　ホーム（HOME)　ホームレスの人権

・歴史と人権　田中松月と全国水平社　同和問題

・世界と人権　ともにひらく　子ども

▼中学校用教材

・自分と人権　どうしたんだろう　高齢者

・生活と人権　colorful～にじいろの未来を～　性的少数者

・社会と人権　ヒデさんの結婚　同和問題

・労働と人権　ばあちゃんのリヤカー　同和問題

・歴史と人権　someday～いつかはきっと～　障がいのある人

・世界と人権　すれちがう思い SNSについて考える！　インターネットによる人権侵害

▼高等学校用教材

・自分と人権　一番わかってほしいこと　同和問題

・生活と人権　すてきな関係を築くために　女性（デートＤＶ）

・社会と人権　東日本大震災と人権　東日本大震災に起因する人権問題

・労働と人権　いろいろな人が働く　障がいのある人

・歴史と人権　STEP～未来へ～　同和問題

・世界と人権　あなたはどう判断しますか　インターネットによる人権侵害

p14

●４　活用事例

●教材の解説

▼ともにひらく（小学校高学年）

　本教材は、世界の人権問題について知り、国際社会における人権擁護に関する機関や人権侵害を解決する取組について理解することができるようになることを目的としています。国際連合（国連）やユニセフの活動について調べたり、国連やユニセフの役割と日本とのつながりについて話し合ったりする活動を通して、人権が尊重される社会に向けて自分たちが協力できることは何か、について考えることができるように構成しています。

▼本教材で育てたい資質・能力

・国際社会において、人権を守る活動や人権侵害を解決する取組を知り、我が国の国際社会における役割について理解することができる。【知識的側面】

・国際連合をはじめとするユニセフなどの国際協力の活動を調べることを通して、自分や他者をかけがえのない人間として尊重しようとする。【価値的・態度的側面】

・人権が尊重される社会に向けての解決方法を見出し、それを実現させるために協力的、建設的に問題解決に取り組むことができる。【技能的側面】

●教材を活用した授業例

　活用する教科　第６学年　社会科　「世界の人々と共に生きる」

▼主眼

・ユニセフの活動について調べることを通して、すべての子どもの命や権利を守るための取組の重要性や国際協力の必要性についてつかむことができるようにする。

・自分や他者をかけがえのない人間として尊重し、豊かな未来を築くために、学ぶことが重要であることに気付くことができるようにする。

▼導入

①本時学習のめあてをつかむ。

・「写真」と「数字」どちらから考えさせるか、選択できるようになっています。

　[子どもが労働をしている写真と、人口や日付が書かれている数字のどちらか選択できるようになっている『あおぞら２』のスライドの画像があります]

・「写真から考えてみよう」を活用し、子どもの権利が守られていない様子がわかる資料を元に話し合うことを通して、めあてをつかませます。

　例えば、子どもが労働をしている写真を見て、話し合います。

[子どもが労働をしている写真があります。]

◎子どもの反応の予想

・何をしているかな？

・家の手伝いかなあ？

・学校には行っているの？

▼めあて

　子どもたちを守るためにユニセフは、どんな活動をしているのか調べよう。

p15

▼展開

②ユニセフの活動について調べ、話し合う

・図書室や日本ユニセフ協会の公式ホームページを活用し、ユニセフがどんな支援をしているのか調べ活動を行います。

[ＤＶＤには、ユニセフの活動に関する写真やデータが収録してあります。]

・ユニセフは、多くの国や人々からの募金やボランティアによって支えられ活動している。世界には、栄養状態のよくない子どもや様々な事情で学校に通えていない初等教育就学年齢の子どもが多くいて、子どもたちの健康を守る活動や命を支える活動をしている。また、学ぶ場所の設置や通学かばん・文房具等の配布など学びの支援もしている。

・調べたことを出し合い、ユニセフは子どもたちの命を守るために様々な活動をしていることをつかませます。

　[子どもの権利条約の４つの柱である、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という文字が記載している『あおぞら２』のスライドの画像があります。

　守られる権利の文字からは二つのことが吹き出しで書かれています。

　一つは、あらゆる種類の差別やひどい扱いをされたり、利益をうばい取られたりすることなどから守られるよ、と書かれています。

　もう一つは、紛争の下の子ども、障がいのある子ども、少数民族の子どもなどは、特別に守られるよ、と書かれています。]

③どうして、子どもたちの学びを支える取組をしているのかを話し合う

◎子どもの反応の予想

・学校に行くといろいろなことができるようになる。

・正しいことを教えてもらえる。

・勉強することは、未来をつくることになる。

▼終末

④本時学習のまとめを行い、振り返りをする

▼まとめ

　ユニセフは、子どもたちの命や権利を守るために保健や栄養指導、教育支援などの活動をしている。

●福岡県KARA

　各学校において、本教材集を『かがやき』『あおぞら』と併せて積極的に活用していただき、児童生徒の人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を豊かにしていく取組の充実が図られるようお願いします。

p16

■おすすめDVD KARA

　やすし先生のおすすめ人権教育ＤＶＤ紹介のコーナーです。

　県内の大学で、人権教育の講義を担当されているやすし先生が実際に講義で使用したＤＶＤを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。

●今回紹介するＤＶＤのタイトルは、「シリーズ映像でみる人権の歴史（第２巻）江戸時代の身分制度と差別された人々」

　貸出番号、D2645、時間は15分です。

▼やすしせんせいのおすすめポイント

　江戸時代の身分制度から明治時代の「解放令」にかけての学習は、部落差別の問題を考える上で重要な内容です。しかし、具体的なイメージとして理解させるのはなかなか難しい内容でもあると思います。

　ＤＶＤの中では、江戸時代の身分制度のことを具体的に示す映像資料が紹介され、当時の社会構造について、現在のいじめの構造との比較もあり、学生にとってわかりやすかったようです。また、差別が当たり前の社会の中でも、人間らしく生きようとした人たちの存在についても触れられており、「解放令」以降の学習につなげやすい内容になっています。

◎一人目の受講生の声です

　差別とは昔から続いている根の深い問題なので一人一人の心がけ程度では何も変わらないかもしれない。だが昔も今も差別と闘ってきた人々がいたので、社会が変わってきていると思った。差別を受けてきた人たちが担ってきた伝統文化を大切にしていかないといけないと感じた。

◎二人目の受講生の声です

　差別が当たり前の社会の中でも、少数派の差別意識のない人もいたことで、だんだんと身分制度が崩れていったのだと知りました。社会の中で「当たり前」と言われていることでも「差別である」と考え、それを「no」と言える勇気がある人が一人でも増えていくことで差別がなくなるのだと思います。

●人権教育DVD等の利用について

1　利用手続

①直接来課し、借用書に記入・押印の上、ＤＶＤ等と利用報告書を受け取る。

②県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等（教育委員会含む）については、使送便を使って借用できます。

2　利用期間

　原則７日以内です。ただし、必要と認められる場合は変更も可能です。

　人権教育ＤＶＤのタイトル・内容については、人権教育ＤＶＤ福岡で検索してください。

■編集後記

　平成三十年の夏は、豪雨、台風、地震と災害の多い夏となりました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

　本号は、「世界と人権」をテーマに、人権を大切にするための世界の取組や、人権を大切にしていくことの重要性を伝えたいという思いで作成しました。一人一人が国際的な視点から人権について考え、人権課題解決に向けて行動できるようにするために本号を活用していただきたいと思います。

　表紙には、福岡県人権啓発情報センターで開催された県民講座二〇一八「世界人権宣言に親しもう～豆本づくりワークショップ～」で小学生が作成した豆本を掲載しています。子どもたちは、豆本づくりを通して、世界人権宣言に親しんでいる様子でした。

　これからも、すべての人々の人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて様々な情報を発信していきます。

　○の中に古のマーク。

※KARA FULLは福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

「KARA FULL 福岡」で検索してください。　テキストデータでも掲載しています。

［以上、おわり］